

会費規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人名古屋中法人会（以下「本会」という）の定款第 7 条の規定に基づき、本会の会費の収納に関し必要な事項を定めるものとする。

(会 費)

第 2 条 本会の会費月額「別表」のとおりとする。

- 2 前項の会費については、理事会が相当の事由があると認めるときは、これを免除することができる。

(会費の使途)

第 3 条 前条の会費は、毎事業年度における合計額の 20%以上を公益目的事業に使用する。

(会費の納期)

第 4 条 会費の納入は年 1 回とし、請求後 3 カ月以内に納入しなければならない。ただし、新規会員は入会時に納入するものとする。

- 2 会費の納入方法は、原則として会員が指定する金融機関の口座から会費月額に 12 を乗じたものを年額とし、自動引落としにより納入する。
- 3 前項の自動引落としを希望しない場合、以下のいずれかの方法によることができる。
 - (1) 金融機関を利用して振り込む
 - (2) 集金

(中途入会の会費及び納期)

第 5 条 事業年度の中途に入会した会員の当該事業年度の会費年額は、入会の属する月により以下のとおりとする。

- (1) 4 月 1 日から 8 月 31 日間の入会は規定額の 2 分の 1
 - (2) 9 月 1 日から 3 月 31 日間の入会は会費を徴収しない
- 2 前項の会費の納入は、請求書の到着後速やかに納入するものとする。

(会費の滞納)

第 6 条 会員が定款第 10 条第 1 項第 1 号に該当すると判断した場合、1 か月前に文書により催告し、催告に応じないときは会員資格を喪失する。

(その他)

第 7 条 この規程に定めのない事項については、理事会の決議を経て取り扱うものとする。

附 則

- 1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。
- 2 この規程は、公益認定を受け移行の登記をした日から施行する。

別表

定款第7条に定める会費

(1) 資本金額（出資金額）

	1,000万円未満の法人	月額 500円	年額 6,000円
(2)	同 5,000万円未満の法人	月額 1,500円	年額 18,000円
(3)	同 1億円未満の法人	月額 2,500円	年額 30,000円
(4)	同 10億円未満の法人	月額 4,000円	年額 48,000円
(5)	同 10億円以上の法人	月額 8,000円	年額 96,000円

(6) 中区外で入会を希望する法人は上記資本金額に準ずる。

(7) 支店・営業所等の事業所

月額 1,000円 年額 12,000円

(8) 中区内で親・子関連にある法人の子会社

月額 500円 年額 6,000円

(9) 社団法人等の公益法人、又は人格のない社団

(学校法人・宗教法人・NPO法人・協同組合・第三セクター等を含む)

月額 500円 年額 6,000円